

## 下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 下水道の計画的な整備促進

- (1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、必要な財政措置等を講じること。
- (2) 平成 25 年度末に期限切れとなる合流式下水道改善事業は、事業の進捗状況等を踏まえ、その期限延長等柔軟に対応すること。
- (3) 流域下水道事業について、市町村合併により単一の市町村となった後に新たな財政負担が生じないよう措置すること。

### 2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保すること。

### 3. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。

### 4. 東日本大震災関係

- (1) 被災した下水道の再整備や地盤沈下に伴う雨水排水対策として行う排水機場の増設等に対する財政措置の充実を図ること。  
また、被災した汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する財政措置を図ること。
- (2) 公共土木施設災害復旧事業における都市自治体や下水道利用者の負担軽減を図るため、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業とするなど、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用を図ること。  
また、下水道施設の災害査定については、地域の実情に配慮し実施すること。
- (3) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の更なる延長や資本費平準化債制度の拡充など、下水道事業における資金不足対策を講じること。

(4) 平成 25 年度末を期限とする合流式下水道改善事業は、被災市における事業が大幅に遅れることが想定されるので、その期限を延長すること。